

南工場建替及び運営事業

様式作成要領その1 (様式1～10)

令和3年10月

広島市

1. 一般競争入札参加資格参加確認申請書等の作成

本件入札への参加を希望する者は、次の(1)から(14)に掲げる書類（以下「申請書類」という。）について、申請者自らが競争入札参加資格を有していることを証することができるよう作成すること。作成部数は、特段の定めがある場合を除き、1部とする。

また、押印廃止に関しては、広島市ホームページを確認すること。

・ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/oinhaishinitsuite/240428.html>

・ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/24/241401.html>

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

- ① 様式に記載する内容を確認のうえ、記名し提出すること。入札参加者の名称欄には、入札参加者の企業グループの名称（代表企業のみでの参加の場合は代表企業名）を記入すること。
- ② 構成企業の数に合わせ、必要に応じて記名欄を修正（削除）すること。
- ③ 様式に記載する添付書類のうち、添付するものを■とし、添付がないものは□とすること。
- ④ 問合せ先には、代表企業の窓口担当者を記入すること。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

- ① 構成企業全てについて添付すること。ただし、運營業務のみを担当する構成企業は除く。
- ② 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・労働保険（雇用保険）への加入状況を確認するためには、資格確認申請書提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書類に必ず添付して提出すること。
- ③ 総合評定値の点数を入札参加条件としている場合は、同じく申請書類提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しにより確認する。

(3) 構成企業一覧表（様式2）

- ① 様式に記載する内容を確認のうえ、企業グループを構成する代表企業と構成企業について記入し提出すること。
- ② 「担当（役割）」の欄のプラント設計施工企業、土木建築設計企業、土木建築施工企業、解体企業、運営企業のうち各企業が担当するものを■とし、該当しないものは□とすること。
- ③ 「業者コード」、「認定工種」及び「登録種目」欄には、広島市から既に通知済みの、入札公告に記載した競争入札参加資格の「要件」において記載した年度の広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書等に従い記入または選択すること。
競争入札参加資格に記載した広島市建設工事競争入札参加資格又は広島市物品その他役務の提供競争入札参加資格の認定を受けていない者は、申請書類提出時点での申請状況を○により選択するか不要な文字を削除すること。
- ④ 「総合評定値」欄には、入札公告において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値等を競争入札参加資格としている場合は、記載した条件に該当していることを確認できる、申請書類の提出日において1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載された総合評定値を記載すること。
- ⑤ 「許可区分」、「本店所在地」欄は該当するものを○により選択するか不要な文字を削除すること。
- ⑥ 【 】内の項目については、該当するものを○により選択するか不要な文字を削除すること。
- ⑦ 土木建築設計企業を担当する代表企業又は構成企業については、建築士事務所登録証明書の写し（証明年月日が申請書類の提出日の3か月前の日以降のもの）又は登録通知書の写し（通

知年月日が申請書類の提出日の3か月前の日以降のもの)を提出すること。ただし、申請書類の提出期限までに、やむを得ず、証明書等の発行機関の都合により上記証明書等が入手できない場合は、事前に広島市に対応を確認すること。

- ⑧ 代表企業が土木建築施工企業を担当する場合、建設業許可を証明する書類(写し可)として、次のいずれかの書類を提出すること。
- ア 「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」(<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>)において発行される、建設業許可を表示したPDFファイルを印刷したもの(記載の発行日が入札公告日以降のもの)
- イ 上記アに代えて建設業許可証明書、建設業許可確認書又は建設業許可通知書を提出する場合は、証明年月日、確認年月日又は通知年月日が申請書類の提出日の3か月前の日以降のものに限る。

(4) 同種工事の施工(設計)実績調書及び同種業務の履行実績調書 (様式3)

- ① 「1.同種工事の設計及び施工実績(1)」の欄には、「入札公告2(3)プラント設計施工企業の要件ウ(ア)」の内容を満たす工事の設計施工実績について記入すること。
- ② 「1.同種工事の設計及び施工実績(2)」の欄には、「入札公告2(3)プラント設計施工企業の要件ウ(イ)」の内容を満たす工事の設計施工実績について記入すること。
- ③ 「2.同種工事の設計実績」の欄には、「入札公告2(4)土木建築設計企業の要件イ」の内容を満たす工事の設計実績について記入すること。
- ④ 「3.同種工事の施工実績」の欄には、「入札公告2(5)土木建築施工企業の要件エ」の内容を満たす工事の施工実績について記入すること。
- ⑤ 「4.同種工事の施工実績」の欄には、「入札公告2(6)解体企業の要件ウ」の内容を満たす工事の施工実績について記入すること。
- ⑥ 「5.同種業務の履行実績」の欄には、「入札公告2(7)運営企業の要件イ～エ」の内容を満たす業務の履行実績について記入し提出すること。
- ⑦ 様式中の記載内容に基づき、同種工事の設計及び施工実績、同種工事の設計実績、同種工事の施工実績、同種業務の履行実績を確認するための資料を添付すること。なお、添付資料により、本件で求める実績が網羅的に確認できる必要がある点に留意すること。
- ⑧ 前記⑦に関して、設計施工実績等の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に竣工登録している工事である場合は、工事内容(以下「竣工登録の登録内容確認書(工事实績)」という。)の写しを添付すること。
- ただし、竣工登録の登録内容確認書(工事实績)の写しを添付することができない(CORINS登録対象工事以外)場合には、実績証明書又は契約書の写し等を添付すること(いずれの場合であっても、競争入札参加資格の「要件」とした設計施工実績等の具体的な内容が確認できるものでなければならない。これらの書類で確認できない場合は、設計図等も併せて添付すること)。
- また、会社の設計施工実績等が共同企業体によるものである場合には協定書の写しを提出すること。ただし、申請者が当該共同企業体の構成員(プラント設計施工企業にあっては代表企業)であること及び出資割合又は分担が確認できる資料(竣工登録の登録内容確認書(工事实績)の写し、実績証明書又は契約書の写し等)を添付することにより、共同企業体の構成員(プラント設計施工企業にあっては代表企業)であること及び出資割合が確認できる場合には、添付する必要はない。
- また、平成18年6月1日以降に完了した広島市発注の工事で、成績評定が60点未満のものは、会社の施工実績として認めないので注意すること。

(5) 配置予定技術者調書 (様式4の1)

配置予定技術者調書を提出すること。建設工事共同企業体の場合は構成員ごとに作成すること。申請書類の提出時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の配置予定技術者を認めるが、この場合、配置予定技術者ごとに別葉とすること。

なお、契約締結日までの間において、入札公告に定める条件に合致する者であるときに限り配置予定技術者の変更をすることができるが、雇用関係が要件を満たさない場合等により変更後の配置予定技術者を設置できないときは、契約締結をすることができないため、入札説明書10-3. (13) に該当することとなるので注意すること。

調書を作成する際は次の事項に留意すること。

① 配置予定技術者について

A. 出向者や派遣社員は技術者になれない。

また、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者等（建設業許可申請書に添付した「経營業務の管理責任者証明書」に記載した経營業務の管理責任者、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）」に記載した常勤役員等並びに「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載した常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者をいう。以下同じ。）は専任で配置することを求められている主任技術者及び監理技術者にはなれない。

B. 配置予定技術者は、入札公告に記載した競争入札参加資格の「要件」の技術者に該当する者で次の事項を満たす者を記載すること。

- ・ 本件工事に契約締結日（議会の議決を要する工事にあつては本契約の契約日、着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））から引渡しの日まで配置できる者。
- ・ 専任で配置することを求められている技術者については、契約締結日（着手日選択期間を設定した工事にあつては実工事期間の始期（広島市の承諾を得て実工事期間の始期を早めた場合は、変更後の実工事期間の始期））において、他の工事に主任技術者、専任を要する監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人等として配置されていない者。
- ・ 申請書類の提出日において応札者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、かつ申請書類提出日以前3か月以上の雇用関係にある者。

② 記載方法等について（様式4の1）

A. 配置予定技術者

該当する項目にチェックをすること。

B. 予定下請契約金額

予定下請契約金額欄には見積時点又は申請書類の提出時点での下請予定総額を記載すること。なお、下請予定総額が4,000万円（建築一式工事にあつては、6,000万円）以上の場合は、監理技術者を配置することになるので注意すること。

C. 工事経歴

技術者の施工経歴を入札公告において入札参加条件としている場合、記載等が必要となる。記載等は、次の点に留意し、条件に適合していることが確認できるよう記載すること。

- ・ 技術者に求める施工経歴は、施工時の立場（役割、所属会社等）を問わない（現時点で、監理技術者や主任技術者になり得る資格を有していれば構わない。）。
- ・ 技術者に求める施工経歴の工事完了年月日は問わない。
- ・ 技術者の施工経歴は次のとおり認める。

(ア) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者として従事した期間内に施工されていた工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経歴として認める。ただし、令和3年4月1日以降に契約締結をした工事に係

る現場代理人については、原則全工事期間従事した場合に限り、当該工事で施工された工種を施工経験として認める。

(イ) 専門技術者又は担当技術者として従事した工種のうち、当該工種に係る施工期間の1/2超又は3か月以上従事しているものを施工経験として認める。

③ 添付書類（以下の書類を添付すること）

A. 技術者の資格等の確認

技術者の資格を確認できる書類を添付すること。

- ・ 監理技術者資格者証の写し

表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認し、提出すること。また、監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない者にあつては、監理技術者講習修了証又は監理技術者講習修了証明書の写しを添付すること。

- ・ 技術検定合格証明書
- ・ 実務経歴書（様式4の2）

B. 技術者の雇用関係の確認

「現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の雇用関係及び本人確認について（配布用）」の「2 雇用関係の確認方法」に記載している書類を添付すること。

なお、本件は競争入札参加資格を開札日より前に確認するため、「現場代理人、主任（監理）技術者の雇用関係及び本人確認について（配布用）」のうち、主任（監理）技術者の雇用関係及び雇用期間の要件は、入札公告及び入札説明書に記載するとおりする。

※ 雇用関係の確認書類として、保険者番号、被保険者等記号・番号が記載されている健康保険被保険者証の写し等の書類を添付する場合には、当該番号等に黒塗り等でマスキングを施したものを添付すること。

また、QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると、保険者番号、被保険者記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施すこと。

C. 施工経験の確認

技術者の施工経験を入札公告において入札参加条件としている場合、(4)⑧に準じ、本件で求める施工実績が網羅的に確認できる書類を添付書類として提出すること。

- ・ 竣工登録の登録内容確認書（工事实績）の写し。ただし、これを添付できない場合は、実績証明書又は契約書の写し
- ・ 設計図等及び提出書類等（発注者へ提出した技術者届、工程表等）の写し

(6) 資本的関係・人的関係調書（様式5）

① 構成企業全てについて、構成企業ごとに作成すること。

② 次の関係にある場合は、必ず記載して提出すること（記載の対象は、広島市建設工事競争入札参加資格者、広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者又は広島市物品その他役務の提供競争入札参加資格者として認定されている者）。

1 資本的関係に関する事項

- A. 親会社等と子会社等
- B. 親会社等が同一である子会社等

2 人的関係に関する事項

- A. 代表権を有する者が同一である会社等
- B. 役員等に兼任がある会社等（一方の会社等の役員等が他方の会社等の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
- C. 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等

3 複合的關係に関する事項

上記1及び2が複合した關係にある会社等

4 その他（1、2又は3と同視しうる關係があると認められる場合）

- A. 本店、支店等の營業所の所在地が同一場所にあり入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- B. 社員が他の会社等の事務や營業にかかわっており入札の適正さが阻害されると認められる会社等
- C. 組合とその構成員
- D. 共同企業体とその構成員
- E. その他入札の適正さが阻害されると認められる会社等

なお、上記に該当するものがない場合は、該当がない旨の誓約として提出すること。

また、虚偽の申告を行ったものは指名停止措置を行うことがあるので、注意すること。

- ③ 入札公告に記載した本件事業に係る事業者選定支援業務の受託者（㈱東和テクノロジー）又は当該受託者と資本的關係若しくは人的關係がある者は入札に参加できない。
- ④ この書類を提出したことにより、②のいずれかに該当することが判明した場合、關係のある者が他の入札参加者の構成企業として本件入札に参加したときは、これらの者が構成企業となっている入札参加者が行った入札を全て無効とする。ただし、1の入札参加者を除いて關係のある他の入札参加者が全て入札を辞退した場合は、残りの1の入札参加者は入札に参加できる。

(7) 委任状（様式6の1及び様式6の2）

- ① 入札参加者が代表企業の単体1者である場合は提出する必要はない。
- ② 様式6の1について、入札参加者の名称欄には、入札参加者の企業グループの名称を記入すること。
- ③ 様式6の2については、入札参加者が共同企業体を設立する場合に提出するものとし、建設工事と運營業務の別に作成し提出すること。なお、様式6の2は、後記(8)の建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等及び後記(9)運營業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書等に、建設工事と運營業務の別に作成して綴じ込むこと。

(8) 建設工事共同企業体を結成する場合に必要な提出書類（様式7の1から様式7の4ほか）

次により、入札公告に記載した建設工事に係る共同企業体を結成し、建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式7の1）、委任状（様式6の2）、建設工事共同企業体協定書（共同施工方式は様式7の2、分担施工方式は様式7の3）、建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式7の4、分担施工方式の場合のみに必要）、承諾書（建設工事）（様式9の1）及び委任状（建設工事共同企業体の各構成員用（必要な場合のみ。））（様式9の3）（以下「建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等」という。）を作成（袋綴じ）の上、必要部数提出すること。

【作成部数】

- ・ 共同企業体の構成員の数が2者の場合 3部（広島市提出用1部、各構成員保管用2部）
- ・ 共同企業体の構成員の数が3者の場合 4部（広島市提出用1部、各構成員保管用3部）

なお、共同企業体の各構成員は、建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、委任状（様式6の2）及び建設工事共同企業体協定書については、各ページに捨印を押印すること。

- ① 共同企業体の結成方法
自主結成方式とする。構成員の数は入札公告に記載したとおり。
- ② 共同企業体の協定方式
建設工事共同企業体協定書による共同施工方式又は分担施工方式とする。

- ③ 共同企業体（共同施工方式）の出資割合
- A. 1者当たりの出資割合は入札公告に記載したとおり。
 - B. 代表者の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこと。また、3者の共同企業体にあつては、上位構成員の出資割合は下位構成員の出資割合を下回らないこと。
- ④ 注意事項
- A. 共同企業体の名称はできるだけ簡略化すること。
(例) 構成員が「(株)〇〇建設」と「(株)△△組」の場合
(共同企業体の名称) 「〇〇・△△建設工事共同企業体」(28文字以内とすること)
※ 構成員の数が3者の場合もこれに準じた名称とすること。
 - B. 共同企業体は建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出日までに成立していなければならないので、各様式の作成年月日(様式7の2及び様式7の3の第4条中、共同企業体成立年月日も含む。)は、入札公告の日以後で建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出日までのなるべく早い日とすること。

(9) 運営業務共同企業体を結成する場合に必要な提出書類 (様式8の1及び様式8の2ほか)

次により、入札公告に記載した運営業務に係る共同企業体を結成し、運営業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書(様式8の1)、委任状(様式6の2)、運営業務共同企業体協定書(様式8の2)、承諾書(運営業務)(様式9の2)及び委任状(運営業務共同企業体の各構成員用(必要な場合のみ。))(様式9の4)(以下「運営業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書等」という。)を作成(袋綴じ)の上、3部(広島市提出用1部、各構成員保管用2部)提出すること。なお、共同企業体の各構成員は、運営業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の袋綴じ部分に割印を、また、委任状(様式6の2)及び運営業務共同企業体協定書については、各ページに捨印を押印すること。

- ① 共同企業体の結成方法
自主結成方式とする。構成員の数は入札公告に記載したとおり。
- ② 共同企業体の協定方式
運営業務共同企業体協定書による共同運営方式とする。
- ③ 共同企業体の出資割合
代表者の出資割合は他の構成員の出資割合を下回らないこと。
- ④ 注意事項
 - A. 共同企業体の名称はできるだけ簡略化すること。
(例) 構成員が「(株)〇〇建設」と「(株)△△組」の場合
(共同企業体の名称) 「〇〇・△△運営業務共同企業体」(28文字以内とすること)
 - B. 共同企業体は運営業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出日までに成立していなければならないので、各様式の作成年月日(様式8の2の第4条中、共同企業体成立年月日も含む。)は、入札公告の日以後で運営業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書等の提出日までのなるべく早い日とすること。

(10) 承諾書(様式9の1及び様式9の2)

- ① 入札参加者が代表企業の単体1者である場合は提出する必要はない。
- ② 様式に記載する内容を確認のうえ、記名し提出すること。本様式の提出方法は、(8)または(9)を参照のこと。

(11) 委任状(様式9の3及び様式9の4)

- ① 様式9の3については、入札公告に記載した競争入札参加資格の「要件」において記載した年度の広島市建設工事競争入札参加資格審査申請書に添付された、代表者から支店長等への年間委

任状において、「共同企業体の結成に関すること」が委任されていない場合に作成すること。

- ② 様式9の4については、入札公告に記載した競争入札参加資格の「要件」において記載した年度の物品その他役務の提供に係る競争入札参加資格審査申請書に添付された、代表者から支店長等への年間委任状において、「共同企業体の結成に関すること」が委任されていない場合に作成すること。
- ③ 本様式の提出方法は、(8)または(9)を参照のこと。

(12) 広島市税の納税証明書(写し)

「令和○年○月○日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写しを添付すること。

(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

納税証明書の請求方法等については、「入札等に参加するための納税証明書について」(広島市のホームページに掲載)を参照すること。

広島市に納税義務がない場合は、申立書を提出すること。(様式は、本件事業の募集要項掲載ページからダウンロードできます。)

なお、構成企業全てについて添付すること。

※ 納税証明書の有効期限については次の例を参照のこと。

資格確認申請書提出日が令和3年4月26日の場合 ⇒ 令和3年1月26日以降の証明年月日のもの

(13) 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)の写しを添付すること。(電子納税証明書(XML形式)は不可。e-Taxを利用して電子納税証明書(PDF形式)が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷して提出すること。)

(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求すること。納税証明書の請求方法等については、次のサイトを参照すること。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

なお、構成企業全てについて添付すること。

※ 納税証明書の有効期限については前(12)の例を参照のこと。

(14) 社会保険(健康保険及び厚生年金保険)・労働保険(雇用保険)への加入及び保険料の未納がないことの証明書類等

構成企業全てについて添付すること。ただし、運營業務のみを担当する構成企業は除く。

証明書類等の詳細については、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のフロントページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札契約制度の概要」→「工事」→「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。

① 加入していることの確認

- ・ 各保険の加入状況を確認するためには、申請書類提出日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを必要とするので、申請書類に必ず添付して提出すること。
- ・ 各保険の加入義務の有無に対する確認方法については、同ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- ・ なお、各保険への適用を受けない者については、「各保険の加入義務がないことの申立書」

(社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等に参考様式として別添6あり)を提出すること。

② 未納がないことの確認

- ・ 直前2年間の保険料を対象(加入期間が2年に満たない場合は加入日から対象)とし、その期間未納がないことの証明書の写し(証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)を提出すること。なお、労働保険(雇用保険)の証明書類において、全期納付した事業者が、有効期限の記載のある証明書を提出する場合には、当該有効期限まで有効とする。
- ・ 証明書によらない場合等その他の確認方法については、同ホームページの「社会保険・労働保険加入等に係る体系図及び確認書類等」により確認すること。
- ・ なお、各保険料の納入に関する手続の詳細は、所轄する年金事務所や労働局等に問い合わせること。
※ 証明書の有効期限については前(12)の例を参照のこと。

2. 申請書類の作成に関する質疑書

申請書類の作成及び提出に関する質疑応答は、様式10の1及び様式10の2によるものとし、次の要領に従うものとする。

(1) 様式10の1

様式に記載する内容を確認の上、募集要項の資料名、頁と項目等及び質疑項目を記入し、記名して提出すること。

(2) 様式10の2

様式10の1に記入した質疑項目ごとに質疑事項及び質疑に対する貴社の見解を記入し、提出すること。様式10の2は、質疑項目の別に作成すること。なお、当該見解については原則非公開とするが、質疑の内容を補足するために回答書に一部公開することがある。

(3) 提出方法

様式10の1に記名したものを様式10の2の印刷物と共に綴じて提出すること。また、様式10の1と様式10の2のMicrosoft® Word 2013形式の電子ファイルをCD-ROM等の電子媒体に保存して提出すること。提出部数はそれぞれ1部とする。

以 上